

被扶養者の認定要件について

被扶養者となるには次のいずれも満たしている必要があります。

1. 被保険者の3親等内の親族であること（同居が条件となる場合があります）
2. 主として被保険者により生計を維持されていること
3. 日本国内に住所があることまたは日本国内に住所が無い場合であっても日本国内に生活の基礎があること。

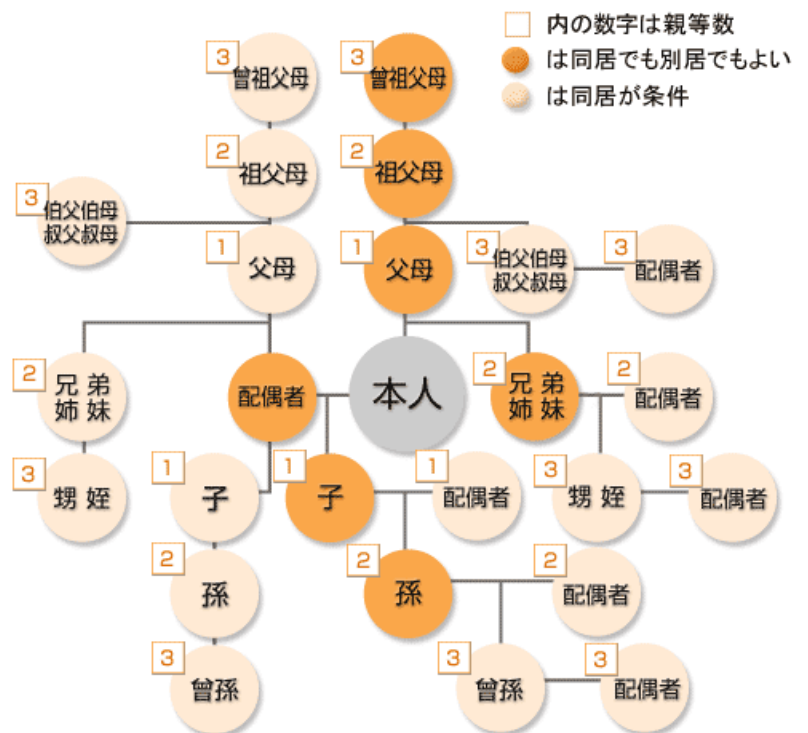
【被扶養者の範囲（3親等内）】

（1）被保険者と同居でなくてもよい方

- ・配偶者（内縁関係を含む）
- ・子、孫、兄弟姉妹
- ・父母、祖父母等の直系尊属

（2）被保険者と同居が条件の方

- ・上記（1）以外の3親等内の親族
- ・被保険者の内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死亡後、引き続き同居する場合を含む）



【生計維持の基準】

被扶養者となるためには「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

同居している場合	別居している場合
対象者の年間収入が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、かつ被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること	対象者の年間収入が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、かつその額が被保険者からの仕送額より少ないこと

年間収入とは、被扶養者の過去の収入、現時点での収入、将来の収入の見込みなどから今後 1 年間の収入の見込み額です。（給与所得等の収入がある場合、月額 108,333

円以下、雇用保険等の受給の場合、日額 3,611 円以下であること。)

収入には、給与、年金、配当、事業、不動産収入、傷病手当金、出産手当金、失業給付金等があります。

認定する際は収入等の種類に応じた確認書類が必要になります。

(例)

給与・・・・・・・・給与明細書、雇用契約書、源泉徴収票

年金・・・・・・・・年金額改定通知書

雇用保険・・・雇用保険受給資格者証

自営業収入・・確定申告書、収支内訳書または青色申告決算書

自営業収入の場合

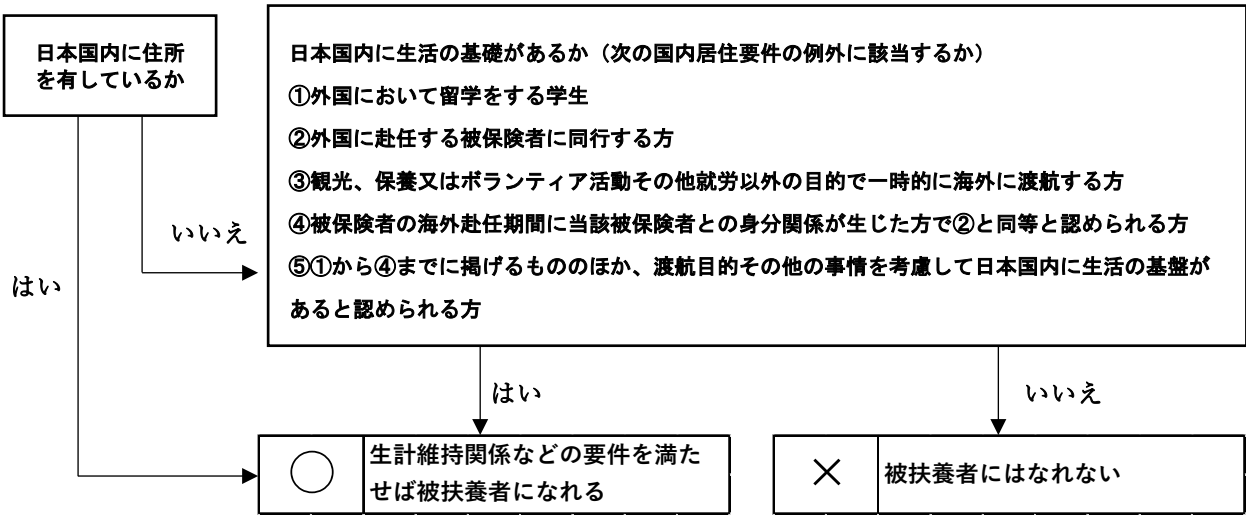
自営業収入の場合は市区町村交付の所得証明書では判断ができないため確定申告書と収支内訳書等により判断します。

年間収入については被扶養者となる方が給与所得者の場合は年間総収入（所得税等を控除する前の額）となっており必要経費は一切認められていません。自営業の場合は年間総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額となっています。そのため被扶養者認定における年間収入は所得税法上の所得とは一致しません。

※直接的必要経費とは事業継続のために必要最低限の経費であり、それ以外の経費は年間収入から差し引くことはできません。

【国内居住要件】

令和 2 年 4 月から被扶養者は原則日本国内に居住していることとされましたが、下図の①から⑤に該当する方は例外として被扶養者となることができます。

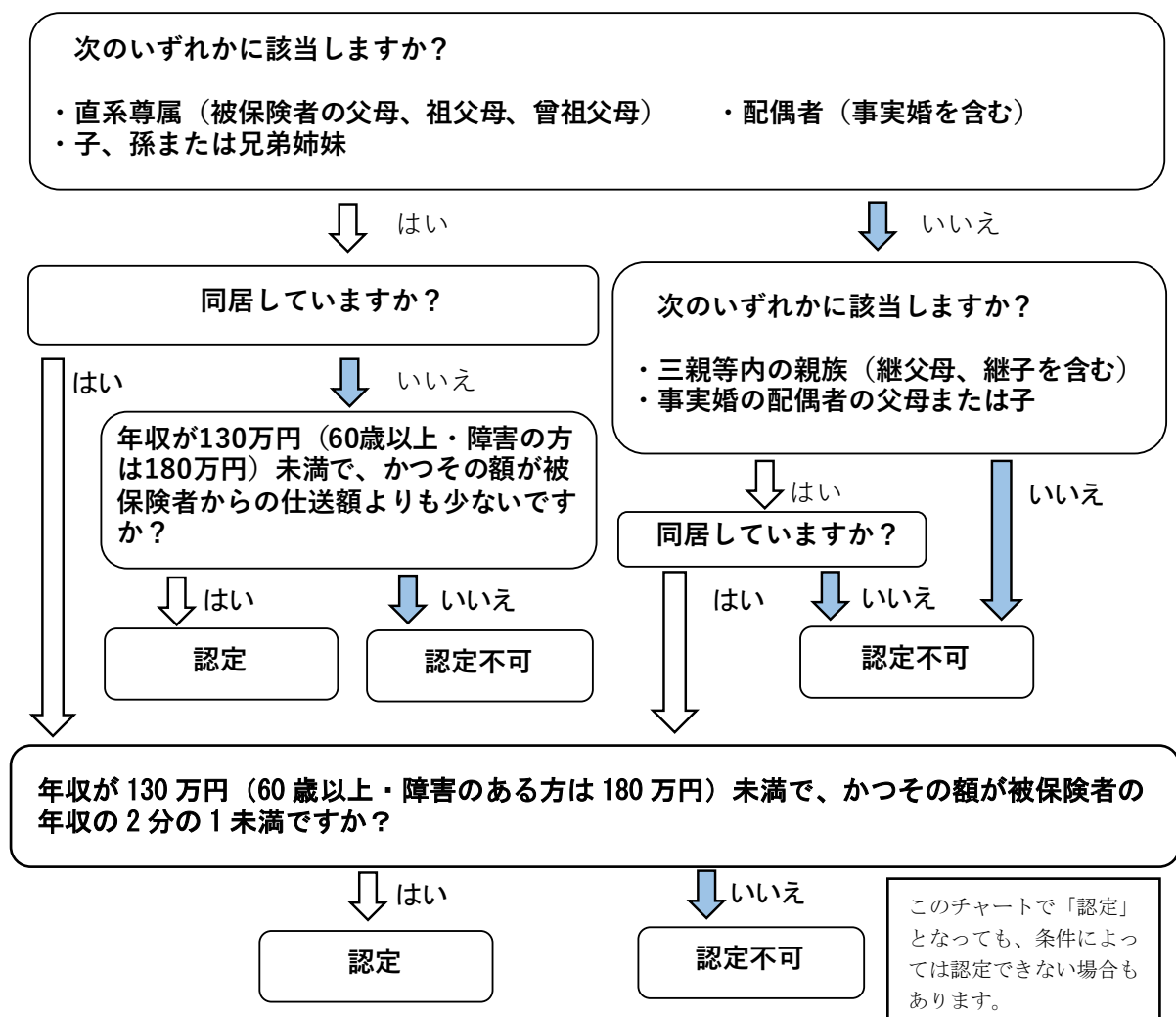


【夫婦共同扶養】

夫婦が共同で扶養している場合は、年間収入の多い方の被扶養者となり、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は主として生計を維持する方の被扶養者となります。また、主として生計を維持する方が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は特例的に被扶養者を異動する必要はありませんが、新たに誕生した子については、改めて認定手続きを行うこととなります。

年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は年間収入が多くなった被保険者等の方の保険者等が認定することを確認してから削除の手続きをしてください。

【被扶養者認定早わかりチャート】



【130万円の壁の対応】

パート、アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨の証明書を添付することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となります。（概ね2年間としての「当面の措置」です。）